

宮城県男性育休取得奨励金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、県内の中小企業等における男性の育児休業取得及び誰もが仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備を促進するため、県内の中小企業等に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、当該中小企業等に予算の範囲内において宮城県男性育休取得奨励金（以下、「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）中小企業等

資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。）又はサービス業を主たる事業とする場合は5,000万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円）を超えない法人又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする場合は50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする場合は100人）を常態として超えない法人又は個人事業主をいう。

（2）育児休業

育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号））第2条第1号に規定する育児休業をいう。

（奨励金の支給対象となる者）

第3条 補助金の対象となる者は、県内に本社又は本店を置く中小企業等であつて、次のいずれにも該当する者（以下「対象事業者」という。）とする。

（1）対象となる男性労働者がいること。

（2）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしていること。

（3）宮城県税に未納がないこと。

（4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号）に規定されるもの、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主でないこと。

（対象となる労働者）

第4条 前条に規定する労働者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「対象労働者」という。）とする。

（1）雇用保険の被保険者として雇用されている男性労働者であること。

（2）育児休業を取得したこと。また、当該育児休業については、令和7年4月1日以降に取得を開始したものであること。

（3）育児休業開始日の2か月以上前の日から雇用されており、県内の事業所に勤務していること。

(育児休業の取得期間)

第5条 前条第2号に規定する育児休業について、対象労働者が令和7年4月1日以降に同一の子に係る育児休業を分割して取得している場合は、それぞれの取得期間を通算できるものとする。

2 労使協定を締結している場合に、対象労働者と事業主の個別合意により一時的に就労を行った日数は、取得期間に含まないこととする。

(支給額等)

第6条 奨励金の額等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする対象事業者は、対象労働者の育児休業取得期間が28日又は6か月を超える日から起算して2か月以内に、交付申請書を提出するものとし、規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

2 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象労働者が雇用保険被保険者であることを確認できる書類
- (2) 対象労働者の子の出生の事実及び親子関係を確認できる書類
- (3) 対象労働者からの育児休業申出に対して事業主が通知した育児休業承認通知の写し
- (4) 対象労働者の出勤簿又はタイムカードの写し等（育児休業取得日の直前2か月間及び育児休業取得期間の実績が確認できるもの）
- (5) 就業規則の写し
- (6) 県税事務所が発行する宮城県税の納税証明書（税目「全ての県税」について、補助金を申請する日までに納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないこと。）
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 知事は、交付申請書の内容が適当であると認められるときは、奨励金の交付決定の内容及び交付すべき奨励金の額を当該申請者に通知する。

(実績報告)

第9条 第7条に規定する交付申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

2 第8条に規定する奨励金の交付決定の通知は、規則第13条の規定による奨励金の額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 奨励金は、規則第13条の規定により奨励金の額を確定した後、交付するものとする。

(支給の条件)

第11条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 奨励金の支給は、1 補助事業者につき 1 回限りとする。
- (2) 対象事業者は、対象労働者の育児休業の取得期間等に変更があった場合には、別記様式第 2 号により速やかに知事に報告すること。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(支給決定の取消し及び返還)

第 12 条 知事は、規則第 16 条の規定により第 8 条の交付決定の通知を受けた対象事業者にかかる奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励金の全部又は一部が支給されているときは、当該支給を受けた者に対し、奨励金支給決定取消通知書により申請者に通知するとともに、奨励金返還請求書により適当な期限を定めてその返還を請求するものとする。

(遂行状況等報告)

第 13 条 知事は、必要があると認めるときは、規則第 10 条の規定による報告を求めることができる。

(関係書類の保管等)

第 14 条 支給決定の通知を受けた対象事業者は補助事業における支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日（以下「施行日という。」）から施行し、令和 7 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱による改正後の宮城県男性育休取得奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）第 7 条の規定は、施行日以降に行われる申請等について適用し、施行日前に行われた申請等（この要綱による改正前の宮城県男性育休取得奨励金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第 7 条に規定する申請等をいう。）については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

育児休業取得期間	支給額
28日以上6か月未満	20万円
6か月以上	50万円